

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例の制定について

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナの使用に関する条例を次のように制定する。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ使用条例

(趣旨)

第1条 この条例は、霧島市立国分中央高等学校の精華アリーナ（以下「アリーナ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 アリーナを使用しようとする者は、霧島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、アリーナの管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり条件を付することができる。

3 教育委員会の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用の制限等)

第3条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、アリーナの使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) アリーナを損傷するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、アリーナの管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第4条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用を中止させ、又は使用の許可を取り消すことが

できる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく規則若しくは命令に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 教育委員会において必要があると認めるとき。

(使用料及び使用料の還付)

第5条 アリーナの使用料は、別表のとおりとし、別に規則で定める日までに納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。

(2) 使用者が使用開始前に許可の取消し又は許可事項の変更を申し出て、これを教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 前条第3号の規定により使用を中止させ、又は使用の許可を取り消したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第6条 教育委員会は、別に規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(アリーナの現状変更の禁止)

第7条 使用者は、アリーナを模様替えし、又は設備を付加し、その他施設等の現状を変更してはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

2 使用者は、前項ただし書の規定によりアリーナの現状を変更したときは、アリーナの使用終了後、教育委員会の指示に従い、直ちにアリーナを原状に回復しなければならない。

(使用権の譲渡禁止等)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、アリーナ等を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 第4条の規定により教育委員会が使用の条件を付与若しくは変更し、使用を停止させ又は使用の許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、アリーナの使用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分		使用料（1時間につき）
専用使用	1階武道場	440円
	2階体育施設	660円
一部使用	1階武道場（1面につき）	220円
	2階体育施設（バレーボールコート1面につき）	220円
	3階卓球場（1台につき）	70円

備考

- 1 「専用使用」とは、アリーナの施設又は器具を大会等で独占的に使用することをいい、「一部使用」とは、専用使用以外の使用をいう。
- 2 使用時間（準備及び後片付けに要する時間を含む。）に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなす。

（提案理由）

平成30年2月に完成予定である「精華アリーナ」（国分中央高等学校体育施設）について、国分中央高等学校の生徒による利用に限らず、広く市民の利用に供することを目的に、その使用に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。